

## 歯科医師によるワクチン接種等に関する日歯 Q&A (第3版)

令和3年5月 7日 第1版

令和3年5月25日 第2版

令和3年6月15日 第3版

Q1. 歯科医師による新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、どのようにして決定されたのか。

A1. 国民に対するワクチン接種を安全かつ迅速に行う必要があるが、地域により接種にあたる看護師の確保が困難な状況にあることから、歯科医師によるワクチン接種を認める必要性が指摘されてきた。ただしワクチン接種は医行為であり、歯科医師が行うことができないと解釈されることから、厚生労働省の有識者会議において違法性が阻却され得るかどうか議論が行われ、その結果を踏まえ国が決定した。

Q2. 歯科医師によるワクチン接種は、どのような手続きで要請されるのか。

A2. ワクチン接種の実施主体である自治体が、集団接種を行う特設会場において接種にあたる看護師の確保が困難と判断し、地域医師会等と合意した上で、地域歯科医師会等に対し要請があることを想定している。歯科医師が接種業務にあたる場所は集団接種の特設会場であり、歯科医療機関で行うわけではない。

Q3. 集団接種を行う特設会場はどのくらいあるのか。

A3. 3月時点の全市町村に対する厚生労働省の調査では、特設会場は設置予定もふくめ全国で約4000ヶ所となっている。特設会場には、保健所、保健センター、学校、公民館、その他の施設等が含まれる。この時点において、約23%の特設会場で看護師不足が懸念されているが、実際にどの会場で、何人程度の歯科医師の協力が必要か等については不明で、厚生労働省に情報提供を求めている。

Q4. 特設会場における業務全体の流れはどのようなになるのか。

A4. 受付 → 予診票確認 → 予診・接種の決定 → 接種 → 接種済証の交付 → 接種後状態観察 の流れが想定されている。なお会場によって、ワクチン接種のほか、予診票の確認や接種後の状態観察においても歯科医師の協力が求められることがある。会場には必ず医師が居り、予診やアナフィラキシー症状が発生した場合の対応にあたる。

Q5. どのような歯科医師がワクチン接種を行うのか。

A5. 「筋肉内注射の経験を有している又はワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。」とされている。まずは、歯科麻酔科や口腔外科に携わっている若しくは携わっていた歯科医師や病院勤務の歯科医師、他にも筋肉内注射の経験がある歯科医師が想定される。ただし、より多くの歯科医師の協力が必要とされる可能性もあることから、迅速な研修システムの構築に協力していく。

Q6. 研修はいつ頃から始まるのか。

A6. 昨年の PCR 検査の検体採取の時と同様に、日本歯科医師会の E ラーニングのシステムで研修動画を提供する予定である。5 月中には受講を開始できるよう、急ぎ準備している。なお実技実習について詳細は未定であり、厚生労働省に確認している。

Q7. 接種にあたる歯科医師の処遇について、どのように措置されるのか。

A7. 自治体から地域歯科医師会等へ協力要請がある場合には、自治体に対して、報酬や損害保険加入等について、しっかりご確認いただきたい。また本会からも「ワクチン接種に協力する歯科医師は、事前にワクチン接種を受けておくべき。」と指摘しているが、歯科医師が安心して接種に協力できるよう、引き続き国に働きかけていきたい。

(歯科医療機関における対応)

Q8. 来院患者がワクチン接種を予定していることが分かった場合、抜歯手術等は延期が必要か。

A8. 日本歯科医学会連合及び厚生労働省に確認したところ、現時点では新型コロナウイルス感染症のワクチン接種と歯科治療における観血処置等に関するエビデンスは示されておらず、関連するガイドライン等もない状況である。したがって、ワクチン接種の進捗状況を鑑み、問診時にワクチン接種予定を確認した上で、患者の状態等を踏まえて主治の歯科医師として判断することになる。

なお参考までに、本年 3 月 24 日に日本麻酔科学会のホームページに「mRNA COVID-19 ワクチン接種と手術時期について」が公表されている。これは「全身麻酔による手術」に関するもので、米国疾病予防管理センター (CDC) と、英国 RCS (Royal College of Surgeons of England) のステートメントを紹介している。

RCS は患者の手術を計画するときは、

- ① ワクチン接種の状況に関係なく、必須の緊急手術を行う必要がある。
- ② 緊急でない待機手術は、ワクチン接種後すぐに行うことができる。手術日

とワクチン接種を数日間（最大1週間）空けると、術後の発熱などの症状の原因が、接種によるものか、手術自体の結果かどうかを区別できる、としている。

なお別に CDC は、「ワクチン接種後2週間空けるように。」としている。

## これより Q&A 第2版

Q9. 実技研修について、どのように行ったらよいか。

A9. 実技研修の実施方法や内容、レベル等について厚生労働省から具体的に示されておらず、当該自治体、地域医師会、地域歯科医師会等の連携の下に、調整し実施することとなっている。先行している地域では、実際に相互に生理食塩水を筋注する実習やシミュレーターを活用した実習等が行われている。

また、地域の医師会及び看護協会等においても、同様の実技研修を実施しているところも多いため、そちらとも連携いただきたい。

さらに以下の情報について、本会ホームページ（メンバーズルーム）に動画を掲載したので、各地域で行う実技研修の参考とされたい。なお、これはあくまでも補助的な教材であり、視聴したことで実技研修を修了したことにはならない。

今後も、実技研修等に関して情報提供がある場合には、迅速に都道府県歯科医師会と共有する。

### ※参考資料 日本歯科医学会提供動画

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について（実技研修企画例）」

<https://www.jda.or.jp/member/practical/movie.html>

Q10. 筋肉内注射の経験を有している歯科医師は研修を免除されるか。

A10. 筋肉内注射の経験の有無に拘らず、厚生労働省が示した研修（本会 E-システムで受講が可能）を全員が受講する必要がある。また、筋肉内注射の経験がある歯科医師であっても実技研修を受けることが望ましいが、これについては義務ではない。

Q11. 地域歯科医師会で集合研修を実施した場合、地域歯科医師会が受講修了証を発行することで問題ないか。

A11. 集合研修は、E-システムの活用が困難な会員等への対策の一環と捉えている。地域歯科医師会が集合研修を実施し、会員がしっかりと受講したことを確認した上で受講修了証を発行することで、必要な研修を受講した扱いとなる。

Q12. ワクチン接種以外に、接種液の希釈に係る業務についても協力要請を受けたが、これは可能か。

A12. 通常は薬剤師等に要請があるものとする。なお、接種液の希釈については医行為に該当しないため、歯科医師も行うことが可能であることを厚生労働省に確認している。

Q13. 協力歯科医師の処遇について。

A13. 全国一律ではないため、地域歯科医師会が協力要請元の自治体に確認の上、調整にあたっていただきたい。また本会は、引き続き国に対し必要な働きかけを行っていく。報酬について先行地区では、一回の出務あたりの日当形式が多いようである。(Q7を参照)

Q14. ワクチン接種の業務にあたることで、歯科医師が感染または濃厚接触者となり、休診を余儀なくされた場合の補償について。

A14. 協力要請元である自治体に対し、地域歯科医師会が補償の有無や内容について確認し、必要な対応にあたっていただきたい。さらに歯科医師会で団体加入している民間保険、あるいは個人で加入している民間保険の対象となることがあるため、保険会社または取扱代理店に確認されたい。

Q15. 歯科医師がワクチン接種をしたことで、医療事故等が発生した場合の責任の所在について。

A15. 状況に応じた個別判断になるものとする。なお参考として、一般的な予防接種後の副反応による健康被害については、国が救済給付を行うこととなっており、接種を行った者の職種に関係なく、救済給付に係る費用は国が負担することになる。

また以下に、本件に関する「損害保険ジャパン株式会社」の見解を示す。

歯科医師のワクチン接種において医療事故が発生した場合、まずはワクチン接種の実施主体である国、あるいは運営主体である市町村が賠償の相手方となる。但し、医療事故の原因が歯科医師にある場合に、当該歯科医師についても賠償の相手方となりえる。また仮に、当該歯科医師に関与した医師の関与内容に問題がある場合には、その医師についても賠償の相手方となりえる。

歯科医師のワクチン接種行為に過失がある場合に、歯科医師個人が保険に加入している場合には、その保険の対象となるものと考えられるが、法人経営の歯科医院等で法人が保険加入している場合には、当該法人自体の責任が追及されるケースは別として、あくまで歯科医師個人の責任を追及される限りにおいては、法人の保険では対象外となる。

### これより Q&A 第 3 版

Q16. 地域歯科医師会が独自で E システム研修以外で研修会（講義）を実施した場合、受講者名簿が管理できていればよいのか。または、修了証の発行が必要か。

A16. 厚生労働省が示した内容について、会員が確実に受講されたことを、都道府県歯科医師会又は郡市区歯科医師会が確認された上でご対応いただきたい。修了証の発行について義務ではないが、発行することが望ましい。また、各歯科医師会で名簿管理をしていただきたい。

Q17. 筋肉内注射の実技研修にも修了証があるのか。また、口腔外科など歯科医師の講師で実施してもよいか。

A17. 実技研修についても修了証の発行は義務ではないが、研修の実施主体（自治体や地域歯科医師会等）が発行することが望ましい。先行している地域では、知事名で修了証が発行されている事例がある。

また実技研修は、自治体と地域歯科医師会等との連携の下で実施されるが、講師については特に規定されていない。医師や看護師、口腔外科や歯科麻酔科の歯科医師などが想定される。

Q18. 実績報告書の記載について、県下数ヶ所に大規模接種会場が設置される予定だが、県設置と市設置の会場が混在し、会場所在地の郡市区歯科医師会などが全容を把握するのは難しいと思われる。また、同じレーンで必ずしも歯科医師だけが接種を行うとは限らないため、数字の把握が難しいが、どのように記載したらよいか。

A18. 実績報告書は、概ねの数字の把握を目的として、都道府県歯科医師会を通じて報告をお願いし、その結果を全国へフィードバックするために実施するものである。各地で様々なケースが想定されるため、現場の状況が分かるのであれば、都道府県歯科医師会又は郡市区歯科医師会、さらに傘下の歯科医師会など、いずれがご対応いただいても構わない。また会場によっては正確な数字が把握し難いことがあるため、その場合は「〇〇～〇〇の範囲」との表現でもやむを得ない。併せて、本会から厚生労働省に対しても、自治体を通じた調査の実施を求めている。

Q19. ワクチン接種の筋肉内注射にあたって留意すべき事項があるか。

A19. 歯科用の注射針の場合は、キャップを回してとるものが多いが、ワクチン接種の針は差し込み式のため、回すと外れてしまいワクチンが漏れるケースや、注射器の押子を軽く押すだけで液が出るため、打つ前にワクチンが漏れてしまうケースなどがある。廃棄処分については各会場とも神経質になっており、注意が必要である。他にも実技研修の際に、注意事項をご確認いただき

たい。

Q20. 職域接種の会場においても、歯科医師がワクチン接種を行うことができるか。

A20. 産業医のいる企業の職域接種であっても、職域接種を行う医療機関が、医師・看護師等の確保に取り組んだ上で、人材の確保が困難と判断した場合は、職域接種の会場において、歯科医師がワクチン接種を行うことが可能である。その際、自治体から職域接種の実施について依頼を受けた医療機関が、地域歯科医師会に対し直接協力要請することも可能である。ただし、協力要請を受けた地域歯科医師会が、医師・看護師の確保や接種会場の設営・管理等を行うものではない。

Q21. 歯科医師の処遇について

A21. 協力を要請する側の自治体により差があることから、全国一律ではないが、時給換算で1万円～1万2千円、交通費は別途支給との条件でスタートした県が幾つかあると伺っている。また医師、歯科医師、薬剤師、看護師で職種ごとに報酬が設定されるが、それぞれの業務内容等が異なることから比較がしにくい。あくまでも、地域歯科医師会と自治体との間で相談願いたい。(Q&A 7 及び 13 を参照)

Q22. 歯科医師によるワクチン接種はいつ頃まで続くのか。

A22. 地域におけるワクチン接種の実施状況や、医師や看護師等の確保の状況等により判断されることから、歯科医師によるワクチン接種の継続性については地域差があるものと考えている。また、ワクチンの効果の持続性や変異株の影響など、不確定要素もあることから、現時点では見込みがつかない。

Q23. 医師、看護師、歯科医師以外の医療関係職種について、ワクチン接種への協力体制は、現状どのようになっているか。

A23. 本年5月31日に開催された、厚生労働省の有識者会議において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方が検討された。臨床検査技師・救急救命士についても、歯科医師と同様に違法性阻却の考え方が整理され、時限的・特例的な扱いとして接種が認められた。また同有識者会議では、ワクチン接種体制の充実の観点から、薬剤師による予診票の事前確認、事前説明、ワクチンの希釈及びシリンジへの充填、接種後の経過観察等や、診療放射線技師による接種後の経過観察、臨床工学技士によるワクチンの希釈及びシリンジへの充填、接種後の経過観察等の業務について整理が為された。

以上